

九州情報大学情報ネットワーク利用規程

(趣旨)

第1条 九州情報大学（以下「本学」という。）情報ネットワーク（以下「情報ネットワーク」という。）の利用は、この規程の定めるところによる。

(ネットワークの範囲)

第2条 情報ネットワークの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学の各キャンパス（太宰府、博多駅前）内に敷設されたネットワーク
- (2) 各キャンパス間を接続するネットワーク
- (3) 学外への接続を行うネットワーク

(利用目的)

第3条 情報ネットワークは、本学における教育・研究及び事務に関する情報処理に用いるものとする。

(利用者)

第4条 情報ネットワークを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員（名誉教授、非常勤講師を含む）
 - (2) 本学学部学生および大学院生（研究生、科目等履修生を含む）
 - (3) その他、学長が特に認めた者
- 2 情報ネットワークの利用にあたり、利用者が行った情報の送受信が原因で、学内・学外のネットワークシステムや利用機器などに生じた損害については、利用者が責を負う。
- 3 ネットワーク障害などによるデータ破損、サービス提供の遅延もしくは中断などによって、利用者に生じた損害については、本学は責を負わない。

(情報ネットワークの管理)

第5条 情報ネットワークの管理は情報処理室が行う。

- (1) 情報処理室は、情報ネットワークの利用者を把握し、学長の求めに応じてその利用状況などを報告しなければならない。
- (2) 情報処理室は、職務上知り得た情報ネットワーク上の個人情報について、守秘義務を負う。

(利用登録)

第6条 情報ネットワークを利用しようとする者は、「九州情報大学情報ネットワーク利用申請書」を情報処理室に提出し、利用許可を得なければならない。利用許可が与えられた利用者については、ユーザーID（以下「ID」という。）とパスワードが付与される。

(利用期限)

第7条 情報ネットワークの利用期限は次のとおりとする。

- (1) 本学教職員については在職期間
 - (2) 本学学部学生および大学院生については在学期間
 - (3) 学長が特に認めた者については許可期間
- 2 利用期限を終えた利用者は、申請により次のサービスを延長して利用することができる。
- (1) 電子メールの転送
- 3 延長期間については、1年を超えない範囲とする。

(禁止事項)

第8条 情報ネットワークの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 九州情報大学学則および日本国の各種法令に抵触する行為
- (2) 学内・学外のネットワークに対する不正アクセス行為
- (3) 悪意をもったデータの改ざんや剽窃などの行為
- (4) 猥褻な画像などの送受信や個人を誹謗・中傷する行為
- (5) 著作権、知的財産権、肖像権、プライバシーなどを侵害する行為
- (6) 学内向けの情報をみだりに学外に持ち出す行為
- (7) 自己のIDを他人に貸す行為、あるいは他人のIDを利用する行為
- (8) 自己や他人のパスワードを第三者に漏洩する行為
- (9) コンピュータウイルス対策を怠る行為
- (10) 情報ネットワークを利用して、私的な利益を得ようとする行為
- (11) その他、教育・研究機関として不適切な行為、あるいは情報ネットワークの利用目的を著しく逸する行為

(利用制限)

第9条 利用者が情報ネットワーク利用規程に反したことが認められたとき、情報処理室は違反者の利用を禁止することができる。

2 利用制限等に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この規程は平成11年4月1日より施行する。

この規程は平成16年4月1日より施行する。